各種計画評価シート

No. ２０

主管課：係名	福祉介護課　：　障害福祉係
計画名称	昭和町第３期障がい児福祉計画
策定の趣旨 （目　的）	障がい児に対して福祉サービスの具体的な事業計画を定めるもので、障がいの重さに関係なく、また、障がいのある人、ない人が互いに理解、協力し、障がいのある人の自立した地域生活を支援することを目指すものです。 ※障がい者福祉計画と同じ
計画期間 〔策定年月日〕	令和６年度～　　令和８年度の　３年間 〔令和６年　３月策定〕
総合計画、法令等の位置づけ	・策定の根拠となるもの 昭和町第６次総合計画 昭和町地域福祉計画 「児童福祉法」第 33 条の 20
計画の概要	・主な内容（特徴、予算、その他） １計画策定の概要 ２障がい者を取り巻く現状 ３アンケート調査結果 ４計画の基本的な考え方 ５サービス量の見込みと確保の方策 ６計画の推進方法
	・計画策定体制（計画を策定した組織・機関とプロセス） 昭和町厚生事業計画策定懇話会
	・策定時の町民意見聴取手法 パブリックコメントの実施
	・計画推進体制（計画を推進する組織・機関とそのプロセス） 福祉介護課
	・目標設定の有無（数値目標の有無） 有

	・評価方法 各種福祉サービスに対して、令和８年度までの目標値を定め計画期間内の各年度で検証を行う。
主な施策と進捗状況	進捗状況（令和７年度末現在） ・各福祉サービスの目標値を見据えて、事業の推進に努めている。
未執行の施策と執行できない理由 〔課題 A〕	特になし
今後の計画の進め方 〔課題 A の解決策〕	
総合的な自己評価	**計画全体の総合評価　〈　B　　評価〉** ランク分け　Ａ＝達成できた　Ｂ＝概ね達成できた　Ｃ＝一部達成できた　Ｄ＝ほとんど達成できていない **※上記評価となった理由** サービス利用者と比例してサービス提供事業所も増えつつあるが、提供されるサービスの質の格差が大きく、サービス事業所の精査が必要と考えられる。

※参考資料がある場合は添付すること。